

京都陶磁器研究会規約

第1条 本会は京都陶磁器研究会と称し、事務局は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「研究所」という。）に置き、事務局長以下の事務局職員を配置する。

2 事務局職員は、研究所の職員をもって充てる。

第2条 本会は京都における陶磁器産業の振興を期し、会員相互の協力により技術の研究を行い、会員の事業の発展を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 研究の発表と技術の交流
- (2) 学会・研究機関などとの連絡
- (3) 講習会、講演会などの開催
- (4) その他会の目的達成に必要と認める事業

第4条 本会は次の会員を以って組織する。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員
- (4) 準会員

第5条 正会員及び準会員は本会の趣旨に賛同し、規約を承認して会費を納入するものとする。

第6条 特別会員は学識経験を有する者より、委員会が推薦し、総会において承認した者とする。

第7条 賛助会員は本会の事業に賛同して参加する者で、事業に応じて協力金を納入するものとする。

第8条 正会員は一ヵ年6,000円、法人組織の正会員は一ヵ年10,000円、準会員は一ヵ年2,000円の会費を納入する。

2 必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

3 準会員は研究所が開催する陶磁器コースを修了して本会に参加する者とする。修了後二ヵ年の間とし、期間を経過した次年度からは、正会員に変更する。

第9条 正会員及び準会員は一個の議決権及び役員選挙権を持つ。

第10条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 相談役 : 若干名
- (2) 委員長 : 1名
- (3) 副委員長 : 若干名
- (4) 委員 : 若干名

- (5) 監査委員 : 2名
- (6) 幹事 : 若干名

第11条 委員は委員会を組織し、本会の運営に当たる。

- 2 委員長は本会を代表し、会務を經理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を助け、委員長に事故がある時はこれを代理する。
- 4 監査委員は収入、支出、決算を検査し、これに意見をつけ、委員会の要求があつた時又は自ら必要ありと認めた時、随時に事業内容を検査し、委員長又は委員会に報告する。
- 5 幹事は委員会の委嘱によって会務を処理する。

第12条 会員は總會において委員を選舉する。

- 2 委員長、副委員長、監査委員は委員の互選による。
- 3 相談役は委員長が委嘱する。

第13条 役員任期は二年とし、再任を妨げない。

第14条 本会は毎年一回總會を開き、下記の事項を決める。

- (1) 規約変更
- (2) 役員選舉
- (3) 会の運営方針
- (4) 収支予算、決算
- (5) その他重要事項

第15条 議事は出席表決権の過半数を以て決する。

- 2 可否同数の時は議長がこれを決する。

第16条 事務局長は、總會において承認された事業計画等に関し、委員長に代わつて決定することができる。

第17条 本会の会計事務は、京都陶磁器研究会会計準則において定める。

附則 この規約は昭和27年8月4日から実施する。

この規約は平成14年7月12日から実施する。

この規約は平成15年7月1日から実施する。

この規約は平成23年5月26日から実施する。

この規約は平成25年5月30日から実施する。

この規約は平成26年6月20日から実施する。

この規約は平成28年6月22日から実施する。

この規約は令和8年4月1日から実施する。